

◎新潟県告示第85号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年5月31日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	変 更 事 項	旧	新	変 更 年 月 日
医療法人社団 ほり内科医院	長岡市上岩井6813	名称変更	医療法人社団 宏志会 ほり内科医院	医療法人社団 ほり内科医院	平成30年10月5日
済生会三条訪問看護ステーション	三条市大野畑6番86-11号	住所変更	三条市大野畑6番18号	三条市大野畑6番86-11号	令和元年5月7日
五泉訪問看護ステーション	五泉市太田440番地1	名称変更	北日本訪問看護ステーション	五泉訪問看護ステーション	平成31年4月1日